

## サマーレビュー2013 調書

1 部局名・区名(課名)	こども家庭部 ( 保育課 )	2 優先順位	部局 1
3 事項名	市立保育園の一部民営化について		
4 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力の導入により、経費の削減を図ること。</li> <li>・新たな民営化の手法により、公有財産の適正化(処分)を図ること。</li> </ul>		
5 現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度までに2園の民営化を実施したが、その後は実施していない。</li> <li>・市立保育所には国庫補助金が交付されないため、民間保育所に比べて、一般財源ベースにおいて経費がかかっている。</li> <li>・平成25年4月現在、269人の待機児童がいるため、保育所定員の拡大等による待機児童の解消が課題となっている。</li> <li>・平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、市立幼稚園の方向性について、市としての方針を検討していく。</li> </ul>		
6 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年11月に、行政経営計画により「民営化実施計画」を策定する。</li> <li>・新たな民営化の手法として、民間保育所の創設にあわせて老朽化した市立保育所を一定期間後に廃園することで公有財産の適正化(処分)を図るとともに、廃園までの間暫定利用することで、利用者への配慮と、あわせて待機児童解消にも繋げる。</li> </ul>		
7 関係法令等	児童福祉法第24条、第56条の2		
8 スケジュール(いつ、何をやるか)	<p>平成25年11月 民営化実施計画の策定・公表  平成25年12月 利用者説明、民間保育所の募集  平成26年7月 民間保育所を創設する法人の決定  平成27年4月 民間保育所の整備工事着手  平成27年10月 条例改正(廃園時期の決定)  平成28年4月 民間保育所の開設・市立保育所の新規入園の停止  平成34年3月 市立保育所の廃園</p> <p>以上が、1園を民営化するに当たってのスケジュールである。</p>		
9 他都市等の参考事例	現在民営化に取り組んでいる8市では、民営化実施の5年ほど前に計画を公表し、さらに、利用者丁寧に説明し、理解を得たのち実施している。		
10 市長マニフェスト	<p>該当 / <input checked="" type="radio"/> (※いずれかに○)  (マニフェストの一連NO.: _____) (※該当の場合記載)</p>		
11 過去のレビュー等での審議経過	なし(新規提案)	具体的内容	
	あり その他		
12 サマーレビューで審議、確認したい事項 (該当項目を□→■)	事業等の新規提案 既存事業の見直し その他	具体的内容	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・28年4月に1園、29年4月に1園の民営化(廃園)を実施することについて</li> <li>・利用者への配慮等とあわせて待機児童解消にも繋げるため、市立保育所の廃園を民間保育所創設から最長で6年後とすることについて</li> </ul>	
13 レビューの論点 (担当ヒアリングで確認、実施後記載)	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28、29年に1園ずつ民営化を実施することと、民間保育所を創設したのちに、市立保育所を最長6年以内に廃園する手法についての確認</li> </ul> <p>【特筆すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その後の民営化については、現在、国で検討されている「子ども・子育て支援新制度」の内容を踏まえ、検討していく。</li> </ul>		

<p>14 サマーレビュー結果 (実施後記載。該当項目を□→■)</p>	<p>提案どおり進める 提案内容を一部見直して進める 再度、調査研究等を行い検討 その他</p>	<p>具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化の新たな手法として、民間保育所を創設し、近接の市立保育所を一定期間後に廃園する。</li> <li>・ 平成 27 年度以降は、(仮称) 子ども・子育て支援事業計画における幼児期の学校教育・保育の需給見込みにより保育所の民営化に取り組む。</li> </ul>
<p>15 その他</p>		